

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第4号、第5号および第6号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

平成28年3月11日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 アヤハディオ堅田店 大津市衣川一丁目36-7
- 2 変更しようとする事項
 - (1) 変更前
 - ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 2,640平方メートル
 - イ 駐車場の位置および収容台数 届出書の添付図面記載のとおり 155台
 - ウ 駐輪場の位置および収容台数 届出書の添付図面記載のとおり 10台
 - エ 駐車場の自動車の出入口の数および位置 2か所 届出書の添付図面記載のとおり
 - (2) 変更後
 - ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 3,849平方メートル
 - イ 駐車場の位置および収容台数 届出書の添付図面記載のとおり 168台
 - ウ 駐輪場の位置および収容台数 届出書の添付図面記載のとおり 28台
 - エ 駐車場の自動車の出入口の数および位置 2か所 届出書の添付図面記載のとおり
- 3 変更年月日 平成28年10月14日
- 4 変更に係るもの以外の事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社アヤハディオ 大津市におの浜一丁目1番3号 代表取締役 新居伸之
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社アヤハディオ 大津市におの浜一丁目1番3号 代表取締役 新居伸之
 - (3) 荷さばき施設の位置および面積 届出書の添付図面記載のとおり 33.3平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置および容量 届出書の添付図面記載のとおり 25.6立方メートル
 - (5) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 平日9時30分から19時30分まで 土曜日、日曜日および祝日9時から19時30分まで
 - (6) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 平日9時から20時まで 土曜日、日曜日および祝日8時30分から20時まで
 - (7) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 9時から19時30分まで
- 5 届出年月日 平成28年2月18日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
大津市産業観光部商工労働政策課 大津市御陵町3-1
 - (2) 縦覧期間 平成28年3月11日から平成28年7月11日まで
- 7 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 平成28年7月11日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号